

再生可能エネルギーの導入促進に向けた環境整備を求める意見書

平成23年8月に成立した電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法が、本年7月1日から施行されます。これに伴い、再生可能エネルギーの固定価格買取制度が始まることから、国では、3年間で集中的に再生可能エネルギーの利用拡大を図るとしてはいますが、導入促進に向けた環境整備はいまだ不十分です。

導入に当たっての課題として、風力発電では送電網整備の強化、太陽光発電ではメガソーラーの円滑な設置に向けた農地法の整備や家庭用ソーラーパネル設置時の初期費用の問題などが挙げられているほか、小水力発電導入時の手続の簡素化・迅速化なども求められています。

日本の電力消費全体に対する再生可能エネルギー使用割合は、水力発電を除いた実績（平成17年環境省）で0.9%と他国と比べて低く、消費電力に対するエネルギー源の多様化が急務となっています。

よって、国におかれましては、再生可能エネルギーの導入を促進するとともに、実効性のある買取制度となるよう下記の点について強く要望します。

記

- 1 投資促進減税や省エネ・代替エネルギー減税などを拡充し、再生可能エネルギーの導入を促進すること。
- 2 買取価格・期間の設定においてルールを明確化し、長期的な将来の見通しを示すこと。
- 3 再生可能エネルギー発電事業に係る規制改革を確実に実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年6月26日

北海道江別市議会

提出先

内閣総理大臣

総務大臣

経済産業大臣

環境大臣

資源エネルギー庁長官